

5 川口市 “雨水流出抑制指針・マニュアル”の改訂

■指針・マニュアルの位置付け

雨水流出抑制指針・マニュアル（民間施設用）は、「特定都市河川浸水被害対策法（第30条）に基づく“**雨水浸透阻害行為の許可**”と「『埼玉県雨水条例*』や『都市計画法』に基づく“**開発許可**”」を受けるために必要な雨水流出抑制施設の設置に関して、市民の皆さんにお願いする内容をとりまとめたものです。

●令和7年7月1日の前後における雨水流出抑制対策の大きな改訂点は、以下のとおりです。

- (1) 特定都市河川浸水被害対策法の全面的施行に伴い、その内容を反映します。
- (2) 特定都市河川流域については、都市計画法等と法30条に基づく対策量を比較して**大きい方の対策を採用します。**
- (3) 都市計画法に基づいた対策量の算出に用いる降雨量が、**55.5mm/hに強化されます。**
- (4) 川口市全域で、**道路・街路事業(分譲宅地の開発道路を含む)**も雨水流出抑制対策の対象になります。

■対象となる行為

●適用対象となる行為

“都市計画法第29条に基づき許可を要する開発行為”を対象として、“都市計画法第33条”や“埼玉県雨水条例*”、“川口市開発許可審査基準”等に基づいて、雨水流出抑制施設の設置が必要になります。また、“都市計画法第42条および第43条に基づく建築行為等”も対象となります。

●雨水浸透阻害行為（特定都市河川浸水被害対策法）

●対象となる行為の面積(対象区域面積)に応じた量の、雨水流出抑制施設の設置をお願いします。

●雨水浸透阻害以外の行為、既存開発地についても、同様のご協力をお願いします。

公共施設は、“指針・マニュアル(公共施設用)”に基づき雨水貯留・浸透施設を積極的に設置すること

■雨水流出抑制施設の設置量(対策量)

特定都市河川流域では、比較して、**大きい方の対策を行う必要があるきゅぼ!**



川口市マスコット「きゅぼらん」

対象区域面積 及び 雨水浸透阻害行為 面積	その他の区域	特定都市河川流域
	開発行為による 雨水流出抑制の対策量	特定都市河川法による 雨水浸透阻害行為の対策量
1ha以上	950㎡/ha + 湛水阻害対策量 (詳細は、埼玉県雨水条例*を参照)	特定都市河川法による 雨水浸透阻害行為の対策量 【対策量が大きい方を採用する】
1000㎡～1ha 以上 未満	下記の計算式を用いて対策量を算出する。 $V(㎡) = C \times I(mm/hr) \times A(㎡)$ V: 対策量(㎡) I: 対策降雨 55.5(mm/hr) C: 平均流出係数 A: 対象区域面積(㎡)	雨水浸透阻害行為後の流出雨水量を、 許容放流量(雨水浸透阻害行為前の ピーク流出雨水量)以下に低減させる ために必要な対策量
1000㎡未満		

*正式名称は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」

6 協議先(お問い合わせ先)

開発行為等や、特定都市河川浸水被害対策法30条に係る協議先は右図のとおりです。

なお、下水道処理区域内か否かについては、下水道維持課にお問い合わせ下さい。

問合せ先	開発区域面積が1ha未満の場合及び 特定都市河川浸水被害対策法第30条の協議		開発区域面積が1ha以上の場合 埼玉県雨水条例*の協議
	下水道処理区域外	下水道処理区域内	
	川口市 建設部 河川課	川口市 上下水道局 事業部 下水道維持課	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
住所	川口市三ツ和1-14-3 川口市役所鳩ヶ谷庁舎1階 ※令和7年12月下旬へ移転予定 川口市青木2-1-1 川口市役所第一本庁舎3階	川口市青木5-13-1 川口市上下水道局	さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第二庁舎3階
電話	048-258-1110(代表)	048-258-4132(代表)	048-830-5164

1 中川・綾瀬川が特定都市河川に指定されました

令和6年3月29日指定

市街地の密集する中川・綾瀬川流域において、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題や将来を見越した遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来にわたって、安全な流域を実現していくため、**特定都市河川へ指定することで、更なる治水対策を早期に推進するとともに、水害に強いまちづくりを目指します。**

特定都市河川で進められる主な治水対策メニュー



- 河川整備(堤防整備、排水機場整備等)の加速化により、**河川からの越水等による浸水被害の軽減を図ります。**
- 公共・民間による「**雨水浸透貯留施設**」の設置の促進、洪水・雨水の一時的な貯留機能を持つ農地等の「**貯留機能保全区域**」の指定により、**河川への雨水流出の増加を抑制し、河川の氾濫による浸水リスクを低減させます。**
- また、民間事業者等が、流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を整備する場合、**税制等の支援を受けることができます。**
- 住民等の生命・身体に危害が生じるおそれのある土地の「**浸水被害防止区域**」の指定により、**リスクを踏まえた住まい方の工夫を進めます。**

出典:特定都市河川リーフレット(中川・綾瀬川)に一部修正

雨水浸透貯留施設の設置の促進

令和7年7月から特定都市河川流域(右図の□部分)では、以下の法律等に基づく対象となる行為の面積に応じた雨水流出抑制施設の設置をお願いします。

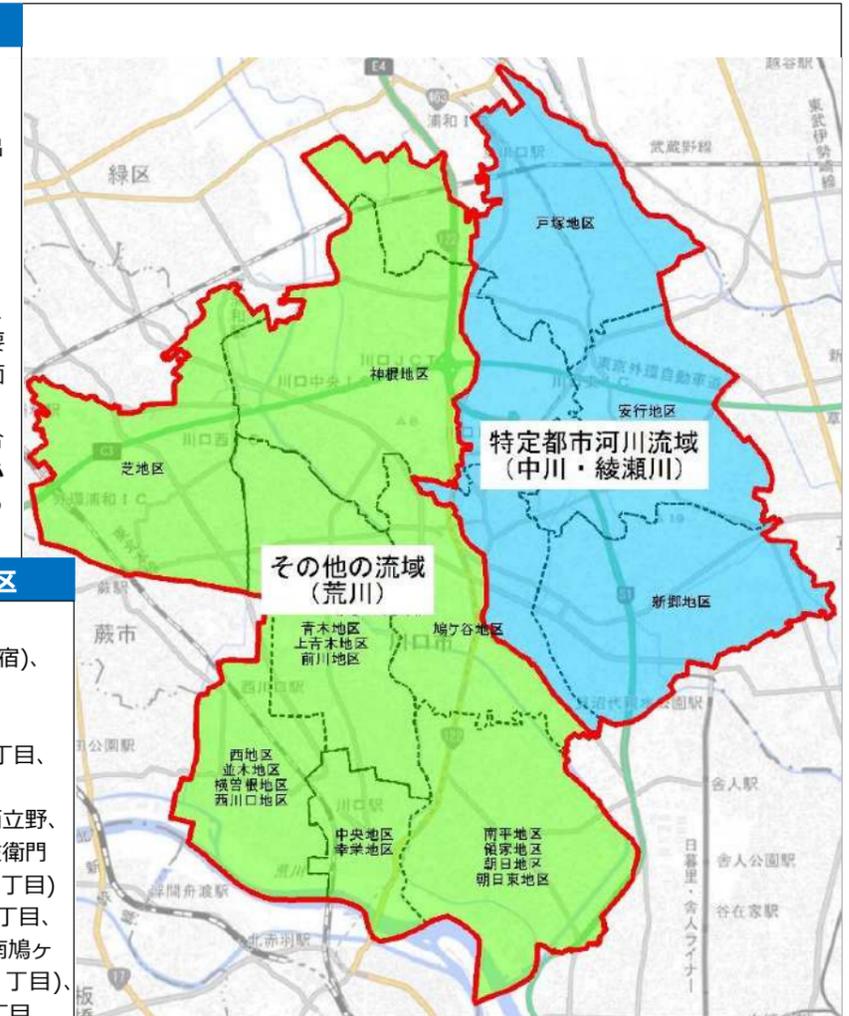
- ①これまでどおり都市計画法等(埼玉県雨水条例を含む)に基づく“**開発許可**”を受けるだけでなく、
 - ②特定都市河川浸水被害対策法に基づく“**雨水浸透阻害行為**”の許可を受ける必要があります。(②は雨水浸透阻害行為面積が1,000㎡以上の場合が対象)
- なお、それぞれの許可が必要になる場合は、①に基づく**必要対策量**と②に基づく**必要対策量**を比べて、大きい方の対策を行うことになります。

特定都市河川流域に含まれる地区

- 新郷地区:** 全域
神根地区: 赤芝新田、赤山、(石神)、(西新井宿)、(新井宿)
安行地区: 全域
戸塚地区: 戸塚1～6丁目、戸塚東1～4丁目、東川口1～6丁目、戸塚狭町、戸塚境町、戸塚南1～5丁目、西立野、長蔵新田、長蔵1～3丁目、久左衛門新田、藤兵衛新田、(北原台1・2丁目)
鳩ヶ谷地区: (桜町1丁目)、桜町2～6丁目、(里)、鳩ヶ谷本町1～4丁目、(南鳩ヶ谷1・2丁目)、(八幡木1～3丁目)、(三ツ和1丁目)、三ツ和2～3丁目、坂下町2～3丁目

() は一部区域です。

※詳細は⑥協議先へお問い合わせ下さい。



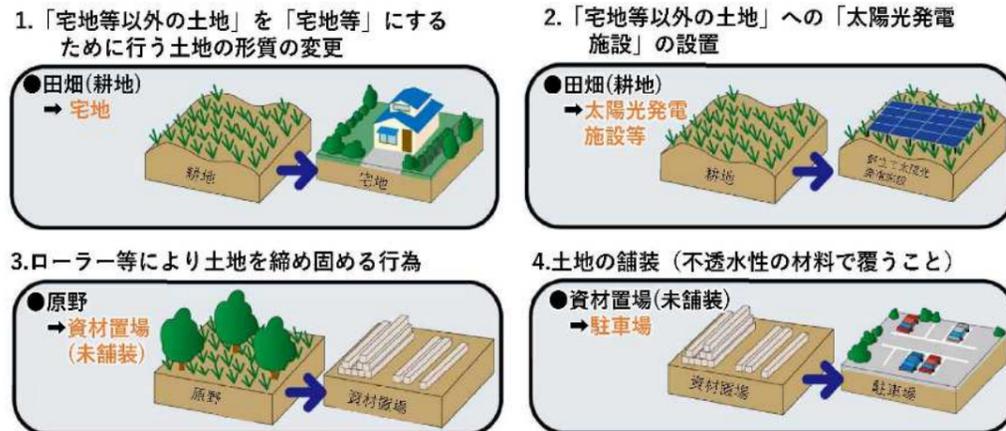
川口市における特定都市河川流域図

2 雨水浸透阻害行為の許可 (特定都市河川浸水被害対策法第30条)

特定都市河川流域では、**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**(土地の締固めや開発などによって雨水が染み込みにくくなってしまふ行為)に対して、**川口市長の許可**が必要になります。

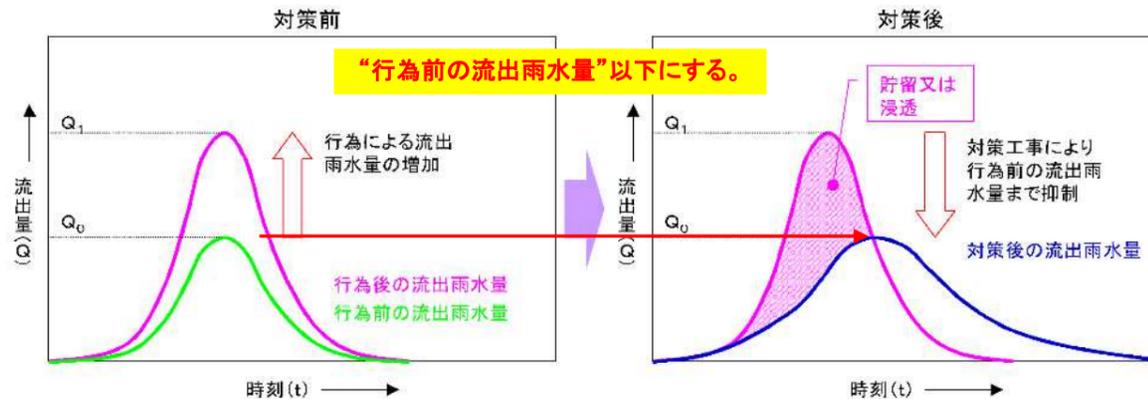
許可を受けるためには、技術基準に従った**雨水貯留浸透施設の設置**が必要になります。

■対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例



出典: 特定都市河川リーフレット(中川・綾瀬川)

■必要となる雨水流出抑制量の考え方



■対策工事(雨水貯留浸透施設)の例



- 許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合などは、法律により**罰則(6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)**があります。
- 許可通知文書が到着するまで、雨水浸透阻害行為に関する工事に着手することはできません。行為の内容により異なりますが、申請の事前相談から許可の通知まで期間を要しますので、十分に余裕をもって準備・対応されるようお願いいたします。

3 他法令と“雨水浸透阻害行為の許可”の関係

特定都市河川流域においては、これまで取り組んできた都市計画法等に基づく雨水流出抑制対策が後退することがないように、流域水害対策計画が策定され、下記の方針をとることになりました。

- (特定都市河川流域では)特定都市河川浸水被害対策法(法30条と略記)に基づく対策量と都市計画法等(埼玉県雨水条例*を含む)に基づく対策量のうち**大きい方を適用**。
- 特定都市河川浸水被害対策法に合わせて、全市域で**道路・街路整備も対象に**。
- 都市計画法に基づく対策量の算出に用いる降雨量を、**55.5mm/hに強化**。

【対策容量】

- 「都市計画法等(埼玉県雨水条例*を含む)に基づく対策量」を適用。**ただし、特定都市河川流域では、「法30条に基づく対策量」も算出し、比較して大きい方を適用。**

【許容放流量】

- 「都市計画法等(埼玉県雨水条例*を含む)に基づく許容量」を適用。**ただし、特定都市河川流域では、「法30条に基づく許容量」も算出し、比較して小さい方を適用。**

川口市の許容放流比流量は0.02m³/s/haなので、要注意だね!



4 許可を受けるための手続きについて

“雨水浸透阻害行為の許可(法30条)”と“都市計画法等(埼玉県雨水条例*を含む)に基づいた対策量”の協議及び申請手続きの流れは、下記のフローのとおりです。また、それぞれの申請窓口は以下のとおりです。

■申請フロー



■協議先と申請窓口(法30条に伴うもの)

<協議先>	
対象行為面積1ha未満 (下水道処理区域内) 川口市上下水道局 下水道維持課 (下水道処理区域外) 川口市建設部河川課	対象行為面積1ha以上 埼玉県県土整備部 河川砂防課
<申請先>	
川口市建設部河川課	埼玉県県土整備部 河川砂防課